

遺失届出受理証明について

遺失に係る届出の受理に関する証明を必要とする場合は、届出をした警察署において、遺失届出受理証明申請書の提出が必要となります。

〈遺失届出受理証明申請の手続き〉

証明内容について	遺失に係る届出を行い、受理がなされていることの証明です。
証明できる主な遺失物	<ul style="list-style-type: none">○ 在留カード○ 特別永住者証明書○ 旅券○ 株券を除く有価証券（公示催告手続を要するもの）○ 火薬類譲渡（譲受）許可証○ その他
申請場所	遺失届を提出した警察署
受付時間	平日 月～金曜日 8：30～17：15
必要書類	遺失届出受理証明申請書・証明書 (警察署に備え付けてあります。)
手数料	1通につき300円 （福島県証明事務手数料条例により定める額） 福島県収入証紙により、申請時に納付願います。
代理人による申請	代理人による申請が可能です。 この場合、本人が代理人による申請について委任する旨の委任状が必要となります（様式は任意です）。
問い合わせ先	詳しくは、 <u>遺失届を提出した警察署会計課（係）の「落とし物窓口」</u> へお問い合わせください。